東京都循環器病対策推進計画とは

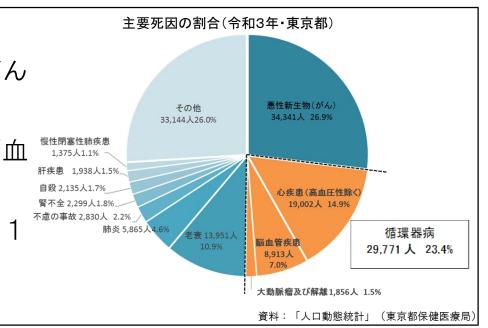
○ 令和元年12月に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る 対策に関する基本法」第11条に基づき、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病 対策の基本的方向性を定める計画

(計画期間)令和6年度から令和11年度までの6年間

計画策定の考え方

東京都の循環器病を取り巻く状況

- 〇 循環器病(心疾患、脳血管疾患、大動脈解離・大動脈瘤)はがんに次いで主要死因割合の第2位(23.4%)
- 救急搬送人員の急病のうち、循環器病(心・循環器疾患及び脳血管障害)が最も多く、全体の約1割
- 〇 救命救急センター(28施設)、脳卒中急性期医療機関(161 施設)、CCU医療機関(76施設)等により救急患者を受入れ



計画のポイント

- ① 脳卒中急性期医療に関する取組の強化(17頁、19頁、20頁)
 - 〇脳卒中急性期医療機関制度の再構築 〇脳卒中急性期医療機関間のネットワーク強化
- ② 心不全に関する地域連携の促進(19頁、25頁、27頁)
 - 〇心不全サポート事業の展開による地域の医療・介護関係者の心不全に関する理解向上、連携・情報共有の強化、診療支援
- ③ 患者やその家族のニーズに応じた情報提供・相談支援の充実(13頁、24頁、25頁、32頁)
 - ○循環器病ポータルサイト(仮称)等により、循環器病の情報や相談窓口などの情報をわかりやすく提供